

○那賀町一般競争入札建設工事共同企業体取扱要綱

平成28年7月28日

告示第58号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、那賀町が発注する一般競争入札の建設工事に係る特定建設工事共同企業体に関する事務の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「特定建設工事共同企業体」とは、大規模又は、技術的難度の高い工事の安定的な施工を確保するために工事ごとに結成される共同企業体をいう。

第2章 特定建設工事共同企業体

(対象工事)

第3条 特定建設工事共同企業体の施工対象工事は、工事費がおおむね1億円以上の工事又は、工事の規模、性格等により特定建設工事共同企業体による施工が適切であると認められる工事とする。

(構成)

第4条 特定建設工事共同企業体の構成は、前条に定める工事で次に掲げる構成員の区分に応じ、当該各号に定めるものに該当する場合にこれらの構成員を対象に行うことができるものとする。

(1) 町内業者(町内に主たる営業所を有する業者をいう。以下同じ。)のみが、共同することにより、工事の確実な施工が図られ、町内業者の技術力の向上に資すると認められるもの。

(2) 町内業者と県内業者(県内に主たる営業所を有する業者をいう。以下同じ。)又は、県外業者で町内業者単独若しくは、町内業者共同では施工が困難である特殊工事又は大規模工事で、県内業者又は、県外業者と町内業者が共同することにより、工事の確実な施工が図られ、町内業者の技術力の向上に資すると認められるもの。

(構成員の数及び組み合わせ)

第5条 特定建設工事共同企業体の構成員の数は、2又は3とする。

2 特定建設工事共同企業体の結成は、業者間の自主結成とする。この場合、構成員は、当該工事について他の特定建設工事共同企業体の構成員となることできない。

3 特定建設工事共同企業体の構成員の組合せは、那賀町建設工事請負業者選定要綱(平成

17年那賀町告示117号。以下「選定要綱」という。)により格付けされている者の組み合わせで次に掲げる各号の組み合わせであることとする。

- (1) 最上位等級及び以下等級
  - (2) 2位等級及び以下等級
  - (3) 3位等級及び以下等級(特Aの格付けがある工種)
- (構成員の技術的要件等)

第6条 特定建設工事共同企業体の構成員は、次の各号の要件を満たすものとする。

- (1) 代表構成員にあつては、当該工事を構成する一部の工種を含む工事について元請としての施工実績があり、かつ当該工事と同種の工事の施工実績を有する者であること。
- (2) すべての構成員にあつては、発注工事に対応する建設業法(昭和24年法律第100号)の許可業種につき、許可を有しての営業年数が3年以上あること。
- (3) すべての構成員にあつては、発注工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格者を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

(構成員の出資比率及び出資比率による限度額)

第7条 特定建設工事共同企業体の各構成員の出資比率の最小限度は、構成員の数により、次の各号に掲げる比率とする。

- (1) 2者の場合は30パーセント以上
- (2) 3者の場合は20パーセント以上

2 出資比率による限度額は、選定要綱別表(第4条関係)による標準発注金額の20パーセントを上限に増額することができる。

(代表者の要件)

第8条 特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員のうち最上位等級の者とする。

(共同企業体の協定書)

第9条 特定建設工事共同企業体の協定書は、特定建設工事共同企業体協定書(指名競争入札那賀町建設工事共同企業体取扱要綱様式第9号)によるものとする。ただし、特に必要があると認められる場合は、協定書の一部を変更して使用することができるものとする。

(構成員の選定)

第10条 特定建設工事共同企業体の構成員参加資格は、那賀町建設工事指名審査委員会(以下「審査会」という。)において審査を行い、町長が決定するものとする。

第3章 一般競争入札参加資格審査申請

(資格審査の申請)

第11条 特定建設工事共同企業体は、次に掲げる書類により資格審査を申請しなければならない。

- (1) 特定建設工事共同企業体一般競争入札参加資格審査申請書(別記様式)及び那賀町指名競争入札建設工事共同企業体取扱要綱第12条第1項第1号以外の各号に定められた手続きにより町長に申請しなければならない。

(申請書の審査)

第12条 契約担当者は、前条の規定により申請があったときは、構成員全員について適格性を審査しなければならない。

第4章 入札及び契約の締結

(入札)

第13条 入札は、構成員全員が記名押印した入札書により行うこととする。ただし、一構成員に他の構成員全員が入札の権限を委任した場合は、当該代理人名で行うことができるものとする。

(契約)

第14条 契約書には、特定建設工事共同企業体協定書を添付し、構成員全員の記名押印をするものとする。

(契約の保証)

第15条 共同企業体が請負う工事においては、那賀町財務規則(平成17年那賀町規則第33号)第118条に定める保証を付さなければならない。

(共同企業体の存続期間)

第16条 特定建設工事共同企業体の存続期間は、特別な理由がある場合を除いて、第12条の規定により資格審査を申請した日から、当該工事を請負った特定建設工事共同企業体にあつては、当該工事が完了し、特定建設工事共同企業体の精算が行われるまでとし、その他の特定建設工事共同企業体にあつては、当該工事に係る請負契約が締結されるまでとする。

(共同企業体編成表)

第17条 当該工事を請負った特定建設工事共同企業体は、請負契約締結後、速やかに特定建設工事共同企業体の運営委員会の委員名及び工事事務所の組織、人員配置等を記載した共同企業体編成表を提出しなければならない。

(変更の届出)

第18条 特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体は、第19条に定める書類及び前条に定める共同企業体編成表の記載事項に変更があったときは、速やかに変更の届出をしなければならない。

(通知等)

第19条 共同企業体に対する行為は、すべて当該企業体の代表者を相手方とするものとし、代表者へ通知した事項は、他の構成員にも通知したものとみなす。

(その他)

第20条 この要綱に定めるものの他、必要な事項については別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年7月28日から施行する。

別記様式

特定建設工事共同企業体一般競争入札参加資格審査申請書

平成 年 月 日

那賀町長 殿

共同企業体の名称

代表構成員 住 所

商号又は名称

代 表 者

印

構成員 住 所

商号又は名称

代 表 者

印

構成員 住 所

商号又は名称

代 表 者

印

資格審査を希望する工事種別

今般、連帯責任によって請負工事の共同施工を行うため  
を代表とする  
共同企業体を結成したので、那賀町が発注する の一般競争入札に参加するために資格  
審査を受けたいので、指定の書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については事実と相違ないことを誓約します。

別記様式